

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第4回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第170号 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第170号 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年11月24日

健康福祉局

議案第 170 号 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)の施行に伴う川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

2 条例の主な改正内容

上記1に伴い、サテライト型住居の設備及び運営に関する基準を定めるもの

(1) 入居者の利用期間

原則として1年以下

(2) 本体施設とサテライト型住居間の距離

本体施設からおおむね20分以内で移動できる場所に設置

(3) 1の本体施設に附属して設置することができるサテライト型住居の数

ア 施設長の資格要件を満たす者が施設長のみ 4以下

イ 施設長の資格要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

(4) 施設全体の利用者数

ア 施設長の資格要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

イ 施設長の資格要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

※ 本体施設とは、無料低額宿泊所(生計困難者のために、無料又は低額な料
金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行
う施設)のうち、サテライト型住居の本体となる施設であって、入居定員が
5人以上10人以下のものをいい、サテライト型住居とは、本体施設と一体
的に運営される附属施設であって、入居定員が4人以下のものをいう。

3 施行期日

令和4年4月1日

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年12月16日条例第37号 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例</p>	<p>○川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年12月16日条例第37号 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例</p>
<p>目次 第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 基本方針（第4条） 第3章 設備及び運営に関する基準（第5条～<u>第33条</u>） 附則 <u>（サテライト型住居の設置）</u></p>	<p>目次 第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 基本方針（第4条） 第3章 設備及び運営に関する基準（第5条～<u>第32条</u>） 附則</p>
<p>第11条の2 無料低額宿泊所の設置者は、本体となる施設（入居定員が5人</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）</u> <u>と一体的に運営される附属施設であって、入居者の利用期間が原則として</u> <u>1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型</u> <u>住居」という。）を設置することができる。</u></p>	
<p>2 <u>サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分以内で移動できる場所</u> <u>に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。</u></p>	
<p>3 <u>1の本体施設に附属して設置することができるサテライト型住居の数</u> <u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。</u></p>	
<p><u>（1）第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下</u></p>	
<p><u>（2）第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上</u> <u>8以下</u></p>	
<p>4 <u>無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項におい</u> <u>て同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ</u> <u>当該各号に定める人数とする。</u></p>	
<p><u>（1）第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下</u></p>	
<p><u>（2）第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>40人以下</u></p> <p>5 <u>無料低額宿泊所の設置者は、サテライト型住居について、第10条各項に規定する記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>(サテライト型住居に係る設備の基準の規定の適用)</u></p> <p>第33条 <u>第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。</u></p>	<p>(新設)</p>